

# 予算決算委員会経済環境分科会記録

1 日 時 令和3年6月22日（火曜日）

開 会 午前10時28分

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時51分

閉 会 午後 0時08分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

分科会長 押 田 大 祐

分科会副会長 尾 上 一 彦

委 員 飯 山 勝 彦

// 澤 田 和 秀

// 泉 英 之

// 上 野 蛍

// 舎 川 智 也

// 松 尾 茂

// 鋪 田 博 紀

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【商工労働部】

部長	大場	一成
部次長	梅沢	宗仁
部次長（コンベンション・薬業・観光振興担当）	竹井	博文
商業労政課長	高橋	洋
工業政策課長	坂口	輝之
薬業物産課長	由水	正恵
観光政策課長	佐伯	徳生
公営競技事務所長	松本	晃司
職業訓練センター所長	宮田	一博
商業労政課主幹（調整担当）	仙石	正明

### 【農林水産部】

部長	山口	忠司
理事（農林水産部次長）	酒井	秀祐
部次長（技術担当）	本林	成元
農林事務所長	梅田	一好
地方卸売市場長	杉本	周児
参事（農村整備課長）	前田	剛
農政企画課長	三邊	泰弘
農業水産課長	谷井	隆彦
森林政策課長	金井	誠
農林事務所農業振興課長	余川	洋成
農林事務所農地林務課長	谷崎	友紀
地方卸売市場次長	水野	智
営農サポートセンター所長	山崎	晃
農政企画課主幹（調整担当）	高畑	亘

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	野嶽	誠司
議事調査課主任	牧石	真理
議事調査課主事	北山	栞

## 7 会議の概要

分科会長      これより、令和3年6月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を開会いたします。  
審査に先立ち、分科会記録の署名委員に、飯山委員、澤田委員を指名いたします。  
これより、商工労働部所管分の議案の審査を行います。  
議案第136号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第7款商工費、  
議案第137号 令和3年度富山市企業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）、  
議案第138号 令和3年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計補正予算（第1号）、  
以上3件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

商工労働部長   〔挨拶〕

商工労働部次長  〔商工労働部所管分の概要について、議案説明資料により説明〕

商業労政課長   〔議案第136号中  
キャッシュレス決済ポイント還元事業について、

テレワークオフィス等開設支援事業について、  
議案説明資料により説明〕

工業政策課長 〔議案第137号について、  
議案説明資料により説明〕

観光政策課長 〔議案第136号中  
富山市内宿泊促進事業について、  
まちなか観光推進事業について、  
岩稲ふれあいセンター管理事業について、  
議案第138号について、  
議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料の記載に沿って、順次質疑を行います。  
まず、議案説明資料1ページの1番、商工労働部補正予算（案）総括表に関して、質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 では、2番のキャッシュレス決済ポイント還元事業に関して、質疑はありませんか。

鋪田委員 この事業に関して言うと、前提条件として、

例えば酒販関係の団体から要望があったり、これは県レベルですけれども、国の交付金を活用した各事業者に対する助成等についての要望もこれまでであった中で、特定の事業者ではなくて、キャッシュレス決済ポイント還元という形で幅広く事業を進めることになった経緯について、まずお伺いいたします。

商業労政課長 今回予定していますこの事業につきましては、対象事業者を市内の飲食店、宿泊施設の実店舗及びタクシー業、運転代行業と4業種に絞らせていただいております。

この理由を申しますと、コロナ禍が大変長期化しているという中において、人流抑制の影響を一番受けている業種であろうということで、この4業種に絞らせていただきました。

鋪田委員 そうではなくて、例えば4業種なら4業種で、それぞれの事業者に直接支援ということではなくて、こうしたキャッシュレス決済を使った間接的な支援ということにした背景をお伺いしたいのです。

商業労政課長 休業要請等につきましては県のほうが指導しておられますので、そういった給付金という形のものにつきましては、県で支給されてい

ると考えておりますけれども、市としましては、どちらかということ消費の喚起を促すということを中心に、今後の事業継続につなげていただきたいという思いで、こうしたやり方を取らせていただきたいと思います。

鋪田委員

政策の狙いとしては分かりました。

一方で、市内の飲食店などが対象ということになりますと、中小の事業者だけではなくて、間接的にはありますが、大きい規模の事業者の支援もするという形になってきます。

中小の事業者を支援するべきではないかという意見もあったり、逆に県がやっているような事業では、事業規模にかかわらず一律ではおかしいと、両方の意見がある中で、こういう事業形態を選択された背景、理由についてもお答えいただけますか。

商業労政課長

委員がおっしゃいますように、本来ですと、自治体の支援というものは、中小企業をメインのターゲットにするべきものだと考えておりますが、今回はコロナ禍という特殊な事情で、なおかつ長期化するということもございます。そういったことと、大企業には多くの方が雇用されているという面を考慮いたしまして、今回につきましては、4業種ではあり

ますが、対象事業者に大企業も含めた上で、事業を進めさせていただきたいと考えております。

鋪田委員      また、他の自治体でキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施したときに、予定額に早く到達し事業が終了してしまったということもありましたけれども、この予定されている期間の終了前に総額2億円という上限に達した場合は、どのような対応をされるのでしょうか。

商業労政課長   私どもとしましては、本当は予算内で全期間できればいいと思っておりますが、総額が2億円に達し、予算が底をつくということになれば、期間内でも終了ということが当然考えられると。ただ、そうなった際には、市のホームページですとか、市政記者への棚入れ等々で周知を図るとともに、駆け込み需要ということも当然考えられますので、交通渋滞などが起きないように、店側への周知、依頼もしたいと思っております。

鋪田委員      今回の課長の答弁の中で、2億円という額で恐らく大丈夫だろうというような見通しも示されましたけれども、2億円に設定した根拠に

ついてお答えいただけますか。

商業労政課長 2億円としました根拠は、キャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、御存じのとおり今年1月に中小企業者の皆様を対象に一度実施させていただきました。プロポーザルで業者を決めて実施させていただいたわけなのですが、そのときの実績並びに今後の利用増を見込みまして、複数の業者から見積りを取り、こちらのほうで精査した金額でございます。

鋪田委員 最後の一商工労働部の議案説明資料は総じてそうなのですが、今の2億円という金額以外に、3,000万円余りの予算があるのですが、これはどういったことに使われるのですか。PR費なのか、事務費なのか、システム関係なのか、その辺を御説明いただけますか。

商業労政課長 予算額は2億3,000万円余りで、ポイント還元分が2億円です。残りの3,025万1,000円につきましては、まず25万1,000円は、市の広報でのPR経費を考えております。3,000万円につきましては、今後のプロポーザルの中での事務費的なもの



になろうかと思えます。

一番大きなところといたしましては、お客様やお店への対応をするためのコールセンターを2か月設置すること、あと、委員がおっしゃったPR経費や、決済の業務に関わる手数料等々の事務費全体で、今回は3,000万円余りを予算計上させていただいております。

分科会長            キャッシュレス決済ポイント還元事業について、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長            では、次に3番、テレワークオフィス等開設支援事業について、質疑はございませんか。

舎川委員            テレワークオフィス等開設支援事業について質問させていただきます。

まず確認なのですが、内訳に国庫補助というふうに書いてありますが、これは令和2年度第3次補正予算のうち、内閣府の地方創生テレワーク交付金100億円に係るものでよかったですか。

商業労政課長        そのとおりでございます。

舎川委員 この交付金は、東京圏への一極集中是正のため、地方への企業進出やテレワークを活用した滞在・移住の推進などを目的としたものであります。

今回の対象は民間運営施設ということですが、これはどこの企業なのか教えていただけますか。

商業労政課長 こちらは、1件分の予算とさせていただいております。企業名につきましては、市が公表するのはあれかと思えますけれども、こちらの企業につきましては、ワーキングスペースを展開しておられる会社でございます。商店街で実施しておられるのですけれども、建物の2階等を改修しましてテレワークオフィスをつくりたいという思いを持っておられます。今回、地方創生テレワーク交付金の対象になったものですから、予算を上げさせていただきました。

舎川委員 この交付金の性質、制度に従って言うと、プロモーションですとかビジネスマッチングなどのプロジェクトを推進する役割も富山市が担っているというふうになっていると思えますけれども、例えば、具体的な取組とか富山市の方針などをお聞かせいただければと思い

ます。

商業労政課長 今回のテレワークオフィス等開設支援事業につきましては、市は補助するという形で、民間事業者が主体で進められるものになってきますけれども、国の地方創生テレワーク交付金を使うということになりますと、委員がおっしゃるとおり、東京一極集中から地方への移住ということも目標の中に当然ございますので、そういった部分で、協力できる部分につきましては協力して、新しい人の流れをつくるように頑張りたいと思います。

舎川委員 これについては、富山市として、非常に広がりを持って今後も取り組んでいただければと思います。今後積極的に取り組んでいくべきだと思いますし、県外企業とか、東京の企業などにもどんどん富山に来ていただけるような形をつくれればいいと思います。  
例えば、地方創生に資するテレワーク推進の実施計画といったものなどを今後つくっていく予定はあるのでしょうか。

商業労働部長 舎川委員がおっしゃるとおり、東京一極集中是正ということで、テレワークは私どもとすれば大変重要な、進めていくべき施策だと考

えております。

お尋ねの計画につきましては、富山市内の需要等を見ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

舎川委員

この交付金につきましては、富山市として、自治体として取り組む方向性、実施計画を示していくものということですので、今後広く取り組んでいただければと思います。少し先の話になるのですが、まちなかの観光推進事業も一体的に取り組んで、つなげていければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

分科会長

テレワークオフィス等開設支援事業についての質問はほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長

では、4番の企業団地造成事業債繰上償還について、どなたか質疑はございませんか。

澤田委員

起債の債務残高と償還年数を教えていただきたいのと、残りの区画との関係を教えていただきたいと思います。

工業政策課長 令和3年度末の起債残高見込みは、議案書にも記載しておりますが、44億2,500万円余りとなっております。

起債の償還年につきましては、計画目線ですけれども、令和23年までとなっております。残りの分譲地を全て分譲できた場合、この額につきましては、概ね償還できる見込みとなっております。

全体の計画でいいますと、第2期呉羽企業団地の造成費用は、概算で70億円ほどと見込まれておりました。そのうち、企業団地内で公共性の高いもの—例えば道路や調整池など—を整備した際の金額がおよそ26億円ほどございました。これを70億円から引いて、残りの金額を分譲面積で割りまして、今回、企業へ分譲する平場部分の面積単価を2万5,800円というふうに算定いたしました。そちらが全て分譲できれば、企業団地造成事業特別会計で負担した46億円余りを償還できるということになっております。

澤田委員 今後、金利が上がったり、地価が下がったりするということが考えられますが、そのときの対策を教えてくださいませんか。

工業政策課長 起債の償還については、金利の高いものから

なるべく優先的に行っていくというような計画を財政課が持っておりまして、財政課としっかりと連携を取りながら、償還等を間違いなく進めていきたいと思っています。

澤田委員 現在一売れ残っていると言っているのかどうか分かりませんが、一残りの区画に関しては、多分使いづらから残っているのではないかなと考えるのですが、その辺はどのように考えていますか。

工業政策課長 分譲を実際に開始しましたのがこの5月からということもございまして、今回分譲予定の区画以外にも、実際に問合せ等がございます。ただ、委員がおっしゃるように、今後、分譲が進んでいって残ってしまうとすれば、使いづらいということがもしかすると考えられるかもしれないと思います。その点は今後、企業誘致にもしっかりと取り組んで、団地のPRを一生懸命しながら、早期完売に向けて努めてまいりたいと考えております。

分科会長 企業団地造成事業債繰上償還について、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、5番の富山市内宿泊促進事業について、  
質疑はございませんか。

松尾委員 宿泊施設が本当に大変な御苦勞をされている  
という意味では、非常に重要な事業だと思いますし、また市民の皆様に対しても、何とか  
元気を与えられるような、そういった事業に  
なればと思っています。

その中で、そもそも割引額が1万円で対象人  
数が3,000人ということになっていますが、考え方次第なのでしょうけれども、それ  
ぞれ5,000円で6,000人という考え  
もあっていいのかなと思ったのです。

このことについて、どういった考えを基に決  
められたのか、教えていただきたいと思いま  
す。

観光政策課長 この事業につきましては、実は昨年度も実際  
に実施しておりまして、割引額は1万5,0  
00円と1万円で、2種類設定させていただ  
きました。

それぞれの利用状況を見ますと、1万5,0  
00円では83%、それから1万円では66  
%で、やはり割引額の大きいほうが利用率が  
高かったという実績がございます。利用者の  
心理といたしましては、金額の大きいほうが

利用しやすい、利用したいという動機が働くのかなというようなことを想定しております。そういうことから、割引額を下げても対象人数を増やすよりも、ある程度の金額を設定して利用率の増加につなげたほうがいいのではないかとということで、今回は割引額を5,000円ではなく1万円で、対象人数を3,000人としたところでございます。

松尾委員 予算額のうち残り660万円が事務費ということになるのでしょうか。660万円は結構大きい額だと思ったのですが、その辺りを聞かせていただきたいと思います。

観光政策課長 660万円に関しては、いわゆる事務費ということになるのですが、内訳といたしましては、まず当選通知を3,000名の方に簡易書留で送ることとしておりまして、その費用が151万円余り、それから、新聞等に広告を掲載し、特設ホームページをつくる費用が329万円余り、それ以外の事務費として、期間が7か月ほどかかりますので、その人件費等の費用で180万円、計660万円になります。

松尾委員 そもそものお話で申し訳ないのですが、これは



宿泊施設の促進事業ということで、宿泊費用の補助になるのですか。それとも、宿泊事業所内での飲食などといったことにも使えるのですか。

観光政策課長 基本的には、宿泊施設の支払いに対しての割引というふうに考えております。ですので、宿泊料金だけの請求でしたら当然その金額ということになりますし、例えば2食付きとか、館内での飲食も含めて会計される場合は、それも含めたものからの割引になりまして、比較的自由度が高い形で考えております。

もう1つは、お一人で利用される場合はもちろんその割引額になりますが、例えばお父さんが当選して家族分をお父さんが会計するということになれば、家族全体に対して割引が及ぶというふうに考えております。

松尾委員 先ほどのキャッシュレス決済ポイント還元事業でも一緒の話がありましたが、予算額3,000万円を超えた場合はどう対応すると考えておられますか。

観光政策課長 基本的に、当選者は3,000名で頭打ちになります。ですので、それ以上の負担は発生しないです。

松尾委員 応募期間が決まっていますけれども、逆に人数が満たない場合は2次募集などといった形で、しっかり募集をかけますか。

観光政策課長 昨年の実績で言うと、1万3,000名ぐらいの方から応募いただけましたので、満たないということはないのではないかという想定を現在しております。万が一、応募数が満たない場合ですとか、もしくは利用状況が一去年は八十何%だったのですけれども一あまりにも悪いようでしたら、改めて何かしらの対応をしたいと考えております。

上野委員 対象者についてお伺いしたいのですが、市内在住で一例えば同居している家族であればいいのですけれども、御友人の1人が代表して応募した場合も対象になるということなのか。

観光政策課長 要は、会計をされる方が当選者であればいいという考え方を持っております。例えば、東京から息子さんが帰ってきて一緒に泊まるという場合も、全体の会計の中では当然対象になるかと思っております。

上野委員 確かに、消費を促すということは重要だと思

うのですが一県外から来られた方を差別するわけではないのですけれども、感染リスクが高い中で、例えば市内在住者に限るなどの制限はされないのでしょうか。

観光政策課長 8月1日からの実施を予定しておりまして、そのタイミングで新たな感染拡大があって、例えばアラートなどが出るという状況になれば、当然、開催自体を少し考えないといけない、あるいは時期をずらすことも想定されますが、基本的に利用に関しましては、施設や利用者の自己責任の中でやっていただくしかないのではないかと考えております。

いずれにしても、宿泊の喚起を促す制度でありますので、しっかり対策した上で対応していただきたいと考えております。

分科会長 富山市内宿泊促進事業について、ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 なければ、まちなか観光推進事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 7番の岩稲ふれあいセンター管理事業について、質疑はございませんか。

泉委員 まずお伺いしたいのは、楽今日館のことだと認識していますが、岩稲源泉の揚湯設備が故障し、復旧が困難と書いてあります。修理といたしますか、掘り直しに関わると思うのですが一困難は困難ということでもいいのですが、設備を替えればいいのではないかという簡単な考え方もあります。修理には幾らぐらいかかるものなのでしょうか。

観光政策課長 今回の岩稲源泉のトラブルというのは、推測なのですけれども、多分ポンプが壊れたのではないかと。揚湯管を引き上げて、ポンプを交換して戻すという作業を行おうと考えております。

実は、岩稲源泉は井戸の径が少し小さくて、揚湯管が途中までしか上がらず、引き上げることが難しいと。

岩稲源泉を生かすために、もう1つ別に掘ることを検討したのですけれども、井戸を1,000メートルほど掘る一ちなみに、岩稲源泉の井戸の深さは700メートルほどありまして、仮に700メートル掘ると1億円近くかかるということで、現実的には非常に難し

いと。

それから、別に掘ると当然期間がかかります。施設を休館するわけにはいかないということで、最善の策として楡原源泉を入れることがいいたろうという判断です。

泉委員

私も土木のことをやっていますから、理屈は分かります。大体1億円くらいかなという想定はしていました。

楡原源泉から給湯するということですが、委託料として700万円くらいが毎年見込まれるわけですね。

観光政策課長

今回の補正予算で上げました700万円に関しては、いわゆる整備のための費用でございます。その後のランニングコストに関しては、電気代が多少かかるくらいでございます。

泉委員

概ね分かりました。

要は、タンクローリーを1台購入して、温泉を持って来て毎回入れるという発想だと思うのですが、これに関しては、燃料費や運転手の人件費、あるいは車両の整備費などがかかると思うのです。これについて、大体どのくらいの費用が想定されているのですか。

観光政策課長 人件費に関しましては、普通免許で運転できるトラックを想定しておりますので、今おられる職員の方が交代で運転して運んでいくということを考えております。

運搬は1キロメートルの距離で、時間的には大体20分前後で1往復できるのではないかと想定をしておりますので、トラックの燃料費に関してもそれほど距離があるわけではなく、大した額にはならないだろうと。指定管理者のほうからは、予算内で十分に飲み込めるとのことです。

実は、岩稻源泉よりも楡原源泉のほうが水温が8度くらい高いのです。通常は加温してお風呂に入れているのですが、うまく運用することで、その加温の部分の燃料費をもしかしたら削減できるのではないかと期待しているところでございます。

泉委員 これは株式会社ほそいりが経営していると思います。今期の収益は500万円ぐらいの黒字との発表がありました。なるべく圧迫されないような運営方法を考えていただきたいと思っています。

白樺ハイツも一緒なのですが、温めるということにかなり費用がかかるはず。今おっしゃったことで大体納得しました。

分科会長            それでは、８番の牛岳温泉スキー場事業について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            質疑をし忘れていたということがなければ、この程度にとどめますが、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            それでは、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第１３６号中商工労働部所管分、議案第１３７号、議案第１３８号、以上３件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            意見の表明なしと認めます。  
以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている  
報告第１８号 令和２年度富山市繰越明許費  
繰越計算書、第７款商工費、  
報告第１９号 令和２年度富山市繰越明許費

繰越計算書、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

観光政策課長 〔報告第18号について、  
議案書により説明〕

工業政策課長 〔報告第19号について、  
議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、経済環境分科会商工労働部所管分を  
終了いたします。

午前11時14分 休憩

~~~~~

午前11時51分 再開



分科会長       これより、経済環境分科会農林水産部所管分の議案の審査を行います。

議案第136号 令和3年度富山市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費中、農林水産部所管分を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

農林水産部長   〔挨拶〕

農政企画課長   〔議案第136号中  
農林水産物ワンデージャックフェスタ事業について、  
議案説明資料により説明〕

農業水産課長   〔議案第136号中  
とやま型農業経営支援事業について、  
古洞の森自然活用村管理運営事業について、  
強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業について、  
漁協組織基盤強化対策事業について、  
議案説明資料により説明〕

農林事務所     〔議案第136号中  
農業振興課長   八尾ゆめの森管理事業について、

議案説明資料により説明]

農林事務所 〔議案第136号中  
農地林務課長 小規模土地改良事業について、  
林業関連施設（杉ヶ平キャンプ場）管理・運  
営事業について、  
割山森林公園天湖森施設管理事業について、  
林道等維持管理事業について、  
農地災害復旧事業について、  
農業用施設災害復旧事業について、  
議案説明資料により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
議案説明資料1ページと2ページの案件につ  
いて、質疑はございませんか。

飯山委員 議案説明資料2ページの農林水産物ワンデー  
ジャックフェスタ事業について、前回は実施  
しておられると思うのですが、そのときは岩  
瀬地区のほうでも開催されていきました。今回、  
その記載がないのですけれども、なぜでしょ  
うか。

農政企画課長 おっしゃったとおり、去年は岩瀬カナル会館  
と富山駅南北自由通路・南口駅前広場、そし  
てグランドプラザで実施していました。

今回の開催日について検討した際、前回と同じようにトランジットモールの開催日に実施すると、集客や回遊性などが図れるということで、トランジットモールの開催日を軸に検討した結果、9月26日ということで決定したのですが、この日の岩瀬カナル会館はもう既に予約が取られていました。

回遊性や連動性というようなことを考えて、今回は親水広場と、昨年と同じ富山駅の周辺、そしてグランドプラザの使用も駄目だったので、総曲輪レガートスクエアで実施するような形で行わせていただきたいと思います。

上野委員 1日乗車券を配布されると書いてあるのですけれども、これはどれぐらいの量を予定しておられるのですか。

農政企画課長 まだ詳しくは詰めていないところではあるのですけれども、昨年と同程度と考えております。

ただし、昨年とは事業を少し変えて実施したいと思っているので、その辺はもう少し検討の段階にあるかと考えております。

花束を買われた方にお渡しするような形にしているものですから、花卉の販売担当等と調

整しながら考えていきたいと考えております。

分科会長 ほかに質疑はないですか。

〔発言する者なし〕

分科会長 なければ、3番のとやま型農業経営支援事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 続きまして、古洞の森自然活用村管理運営事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料5ページの、強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料6ページ、漁協組織基盤強化対策事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 7番の八尾ゆめの森管理事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 8番の小規模土地改良事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 9番の林業関連施設（杉ヶ平キャンプ場）管理・運営事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 10番、割山森林公園天湖森施設管理事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 11番、林道等維持管理事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 12番、農地災害復旧事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 13番、農業用施設災害復旧事業について、質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 特に質疑はないということですが、最後にもう一度確認します。農林水産部所管分で、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 質疑なしと認めます。  
これをもって、議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第136号中農林水産部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終

了いたします。

次に、報告案件として提出されている  
報告第18号 令和2年度富山市繰越明許費  
繰越計算書、第6款農林水産業費、第11款  
災害復旧費中、農林水産部所管分、  
報告第23号 債権放棄報告の件中、農林水  
産部所管分、  
以上2件を一括議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部次長 〔報告第18号について、  
議案書により説明〕

農林事務所 〔報告第23号について、  
農地林務課長 議案書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって質疑を終結  
いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、  
議決不要のものです。  
以上で、経済環境分科会農林水産部所管分を

終了いたします。

これで、6月定例会の当分科会に送付されました、全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告につきましては、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和3年6月定例会の予算決算委員会経済環境分科会を閉会いたします。



令和3年6月定例会  
予算決算委員会経済環境分科会記録署名

分科会長 押 田 大 祐

署名委員 飯 山 勝 彦

署名委員 澤 田 和 秀